

千早赤阪村木材利用基本方針

平成25年3月25日

千早赤阪村

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）及び大阪府が定めた大阪府木材利用基本方針に即し、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における「おおさか河内材」*（以下「河内材」という。）の利用の目標、その他公共建築物等における河内材の利用の促進に関する必要事項を定めるものである。

*「おおさか河内材」とは、河内林業地（河内長野市、千早赤阪村、和泉市、河南町、太子町）で生産された木材。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

近年、森林は、地球環境問題への関心の高まりなどから、地域の生活環境に密接に関わる維持管理と、その森林資源の有効活用が求められている。

本村の森林面積は、2,929haであり、その内人工林の面積は2,647haである。これらの森林資源は、建築用材として利用可能な林齢に成長し、住宅、公共建築、土木資材などの需要に対して十分に供給可能な蓄積量となってきたにもかかわらず、有効活用ができずにいる。

以上のことを踏まえ、充実した森林資源を積極的に利用する必要がある。

木材は、暖かさなど人に心地よい感じを与えると共に、調湿機能や断熱効果、衝撃吸収効果、防虫・抗菌効果などを持っており、人の心と体の健康にやさしい資材である。

本村が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林資源の有効活用、林業活性化が図られるとともに、村民に木の大切さや良さを提供することができる。

第3 公共建築物等における河内材の利用の目標

1 公共建築物等における河内材利用の推進

(1) 河内材の利用を促進すべき公共建築物等

公共建築物とは、村内に整備される法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

(2) 公共建築物等の木造・木質化の推進

本村が所管する公共建築物等は、広く村民の利用に供されるものであることから、河内材の使用促進を通じ、これら公共建築物等を利用する村民に対し、木と触れ合い、この良さを実感する機会を幅広く提供でき、村民へのPR効果も高めることから、他法令等で制限のない限り木造化を推進する。また非木造施設も含めて、木質化を推進する。

2 備品及び消耗品等における木材利用の推進

本村が所管する公共建築物等における備品及び消耗品の導入に当たっては、優しい執務環境・教育環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材使用を村民に対して啓発できる備品等を、可能な限り河内材を使用した製品を導入する。

3 公共土木工事等における間伐材利用の推進

本村が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めるものとする。

公共建築物等における河内材の利用の促進に当たっては、建築材料としての利用はもとより、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用と併せてその促進を図るものとする。

第4 その他公共建築物等における河内材の利用の促進に関する必要事項

1 推進体制

本村は、必要があるときは関係課間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用に取り組めるよう努める。

2 本村以外が整備する公共建築物等への要請

木材利用拡大のため、活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、公共建築物等に準ずる施設の整備等についても積極的な河内材利用を要請する。

3 この基本方針の木材化・木質化を推進する具体的な対象施設等は、別紙のとおりとする。

附 則

この方針は、平成25年3月25日から適用する。

別紙

公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	<ul style="list-style-type: none">・学校、幼稚園の校（園）舎等・社会福祉施設、体育施設、観光施設等
木質化の推進	<ul style="list-style-type: none">・上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等
木製品の導入の推進	<ul style="list-style-type: none">・本村施設、教育施設等の机、いす、書架等の備品・紙類、文房具類等事務用品全般
公共事業での間伐材の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・遊具、ベンチ等の公園施設関係・よう壁工、法面保護工、水路工、種々棚工等の農林土木・河川施設関係等